

- ① （防衛大臣）日本政府は平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づいて、普天間基地の返還時期は「2022年度又はその後」と繰り返すが、米会計検査院、GAOが今年四月の連邦議会に提出した「アジア太平洋における海兵隊再編」に関する報告書では、2015年1月に米海兵隊の統合計画が策定され、2016年6月に最新のスケジュールに見直されたと記載されている（Marine Corps Asia Pacific Realignment:DOD Should Resolve Capability Deficiencies and Infrastructure Risks and Revise Cost EstimatesGAO-17-415: Published: Apr 5, 2017. Publicly Released: Apr 5, 2017.）が、辺野古の飛行場整備は2026年まで、キャンプシュワブ再編成に至っては2030年までかかると明記されている。米国の計画は、日本政府の説明と食い違いが、政府として米側に確認して訂正すべきではないか。
- ② （防衛大臣）普天間の危険性について日米が認識を共有した時期はいつか。日米が普天間基地の全面返還に合意した時期はいつか。現在の計画になり、結局、何年かけて移転することになるのか。
- ③ （防衛大臣）政府として、普天間基地の撤去時期や、移転する部隊名なども含め、在沖海兵隊の移転計画の全体像について、米側に確認して明らかにすべきではないか。
- ④ （外務省）日本イスラエル投資協定が、イスラエルの1967年の第三次中東戦争以降の占領地・入植地に関するビジネスを、直接・間接に後押しするものになるのではないかと指摘があるが、占領地、入植地、入植地ビジネスに対する政府の見解如何。
- ⑤ （外務省）「入植地ビジネス」は違法であるとの政府見解をイスラエルへの投資を検討する日本の民間企業にどのように徹底していくのか。入植地ビジネスを行うイスラエルや第3国の企業に本協定の恩恵が及ぶ危険はないのか。
- ⑥ （外務省）日本政府としても、入植地でのビジネスが国際法違反であり、受け入れられない、という政府の見解に基づき、民間企業が適切に判断を下せるよう、EUなどのガイドラインを参考に、「入植地ビジネス」の判断基準、ガイドラインを整備すべきではないか。
- ⑦ （外務大臣）ジュネーブ諸条約や国連決議などの国際法違反の問題を抱えるイスラエルに対して、投資環境を整備するもので、政府として望ましいと考えていない入植地ビジネスを、直接・間接に後押しする懸念は払拭できないのではないか。

以上